

00800

00800

告示

昭和二十三年三月十六日  
第千八百九十一號  
火曜日

本署大キサ八國定電話A列5

鳥取縣告示第七七號

林産物検査吏員證を次のように交付又は返納せしめた。

昭和二十三年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 受 治

記

一、新交付者及擔當區域の變更

吏員證番號

職

名

氏 名

擔當區域

要

一

主 事

松田

義親

縣下一圓

新規交付

林務課勤務

七

林産物検査事務囑託

砂場

安男

社 用 瀨

同

八頭地方事務所勤務

二

技 師

松田

竹治

縣下一圓

擔當區域變更

氣高同

一四

林産物検査事務囑託

長田

廣壽

日野郡一圓

新規交付

日野同

二〇

同

佐々木

靖雄

同

同

同

二八

同

西尾

賢三

同

擔當區域變更

八頭同

上私都 中私都 下私都 費茂

昭和二十三年三月十六日  
第千八百九十一號

昭和二十三年四月十日  
第三種郵便物認可

三二	技師	益子謙一	縣下一圓	同	林務課勤務
三五	林產物檢查事務囑託	前田節治	社、佐治	新規交付	八頭地方事務所勤務
四五	技師	田淵哲治	鳥取市、倉田、米里	擔當區域變更	岩美同
五六	同	池田博	縣下一圓	同	同
六六	林產物檢查事務囑託	細田輝明	東長田、大國	新規交付	西伯同
六八	同	越田雅二郎	御來屋、名和 庄内、光徳	同	同
七九	同	田島馨	大山、宇田川、所子 高麗、淀江、縣、大高	同	同
八〇	同	井上澧	大宮	同	日野同
九五	同	河林喜一	八頭郡一圓	同	八頭同
九七	同	谷口節	東伯郡一圓	同	東伯同
一二二	同	池田吉之	倉吉、小鴨、上小鴨	同	同
一二四	同	中川壽雄	古布庄、上郷、下郷	同	同
一二八	同	徳丸熊夫	同	同	同
一三二	技師	前場松雄	縣下一圓	同	同
一三三	同	河島寛	東伯郡一圓	同	同
一三四	主事	小谷愿	同	同	同
一三五	林產物檢查事務囑託	花田清太郎	氣高郡一圓	同	氣高同

鳥取縣公報 第千八百九十一號 昭和二十三年三月十六日 (第三種郵便物認可) 二

一三六	同	山下樹太郎	同	同	同
一三七	同	山崎保市	同	同	同
一三八	同	千熊民哉	同	同	同
一三九	同	黒田松太郎	福部、鳥坂、面影、 津ノ井、米里、倉田	同	岩美同
一四〇	同	西崎伍一	鳥取市	同	同
一四一	同	山内正信	同	同	同
返納者					
一	職	野田武雄	縣下一圓	林務課勤務	要
七	同	濱部壽春	同	同	
一四	技師	山本節	同	同	
二〇	同	橋本謙史	岩美郡、湯原市一圓	岩美地方事務所勤務	
二五	同	前田虎治	此、佐治	八頭同	
六六	同	河田正巳	東伯郡一圓	東伯同	
六八	同	長谷川正夫	榮	同	
七九	同	徳丸忠市	下郷、上郷、古布庄	同	
八〇	同	徳丸湖次郎	同	同	

鳥取縣公報 第千八百九十一號 昭和二十三年三月十六日 (第三種郵便物認可) 三

九五 同 梅原 豊久 東長田、曾野、宇間、尚徳、西伯同  
五千石、大郷

九七 同 和田覺太郎 法勝寺、同 同

一〇 同 渡邊 駒一 山上、多里、河原、日野同  
日野上

一四 林有造、倉事、堀田 高崎、政市、日野郡一團 同  
智頭町内那岐區、宮原、八所同

一八 同 古谷高四郎

鳥取縣告示第百八號

昭和二十三年三月十六日

昭和三十二年開の内務省第一號第八條第一項の規定に  
より西伯郡農林村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該  
當する者がない旨の確證を求めべき期日を次のように指  
定する。

昭和二十三年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十三年三月十六日より

同 年三月二十一日まで

鳥取縣告示第百九號

日野地方事務所管内において照会検査を次のように交

付並びに返納した。

昭和二十三年三月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

部分 番號 交付年月日 所屬 職名 氏名

縣稅 七六 昭和廿三年三月三日交付 日野郡 書記 佐々木信雄

檢査章 七六 月三日交付 八郷村 同 同 小西 健

同 七六 同 返納 同 同 同 小西 健

鳥取縣告示第百十號

健康保險法、國民健康保險法並に船員保險法に基く保險  
醫左の通り異動があつた。

昭和二十三年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療所々在り

保險醫氏名 戸動事項

異動年月日

東伯郡下北條村  
大字田中

正山 勝 管外轉出

昭和廿三年二  
月二十日

鳥取縣告示第百十一號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保  
險醫を次のように指定した。

昭和二十三年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名	診療所々在り	保險醫氏名	指定年月日
眼科	石岡	鳥取縣西伯郡	正	昭和廿三年三月十六日
皮膚科	醫院	町日町五七	石岡	三月十六日
内小兒科	南家	西伯郡渡邊村	南家令四郎	同
	醫院	一一六五		

鳥取縣告示第百十二號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年三月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡丹比村大字横地二十一番屋敷

現住所及び開業地 同若櫻町大字諸鹿

昭和二十三年二月十二日第一、二五四號

藪 田 喜代子

本籍地 福井縣井市豊島町三番地

現住所及び開業地 岩美郡岩井町大字岩井三二四番地

昭和二十三年三月十二日第一、二五五號

村 洋 〇 〇

本籍地 八頭郡八東村大字岩淵二九〇番地

現住所及び開業地 鳥取市本町一丁目一八番地

昭和二十三年三月十二日第一、二五六號

花 本 砂 江

大正八年十一月十二日生

鳥取縣告示第百十三號

昭和二十二年十一月鳥取縣規則第四十五號災害復舊耕地  
事業補助規程第二條による昭和二十年水害復舊耕地事業  
補助率を次のように定め昭和二十一年三月鳥取縣告示第

八十八號はこれを廢止する。

昭和二十三年三月十六日

鳥取縣知事 渡 益 愛 治

補助率 耕地 事業費の十分の六以内  
公共施設 事業費の十分の八以内

鳥取縣告示第百五十二號

農地調整法第六條の三第一項の規定により東伯郡山守村  
七ノ村の天神耕地整理施行地域である現に換地及假  
換地の手續未着手の區域に對して適用する額を昭和二十  
二年十二月二日より左記の通り定めを。

昭和二十三年三月十六日

鳥取縣知事 渡 益 愛 治

記

村名 八〇〇圓 七〇〇圓 六百五十  
の區域 〇の區域 圓の區域

山守村 壹區 貳區

北谷村 大字三江

大字志津 大字星田

社村

天神野地廣大  
字黒見

小鴨村 大字中河原、生田、大字小鴨、大字北野  
南谷村 大字安歩大鳥居、大字松河原、大字泰久寺  
旭村 大字牧曹源寺  
下郷村 大字森藤、大字所  
上小鴨村 大字上古川、石塚、福山、鴨河内、大字耳

正 誤

昭和二十三年三月五日付鳥取縣公報第千八百八十八號中  
次の通り追加する。

頁 行

二頁下段 五行目

届出者の名稱及び所在地

米子市岩倉町九七番地

鳥取縣労働帽子工業協同組合

理事長 寶 來 健

昭和二十三年二月二十七日附鳥取縣公報第千八百八十六  
號中次の通り追加する。

●五頁下段十二行の次

彙 報

五、營業所又は事業場の所在地  
米子市灘町一丁目十六番地  
鳥取縣加工水産物荷受株式会社  
鳥取市南本寺町  
鳥取縣加工水産物荷受株式会社鳥取出張所

●五頁下段十八行の次

五、營業所又は事業場の所在地  
鳥取市川端四丁目九一番地  
鳥取縣水産物荷受株式会社

●六頁上段六行の次

五、營業所又は事業場の所在地  
米子市明治町十四番地  
鳥取縣水産物卸賣商業協同組合本部

米子市尾高町一二九番地

鳥取縣水産物卸賣商業協同組合米子支部

鳥取市元魚町三丁目二三番地

鳥取縣水産物卸賣商業協同組合鳥取支部

東伯郡倉吉町大字河原町二八八四番地

鳥取縣水産物卸賣商業協同組合倉吉支部

八頭郡山郷村長において行旅死亡人を次のように取扱つ  
たから心當りの向は直接山郷村長宛照會せられたい。

鳥取縣民生部 長

住所本籍氏名不詳

死体 男一人 年令六十五年位

人相

身幹 五尺三寸

顔 長い方

眉毛 薄い方

鼻 高い方

歯 有揃はす上下四、五本

色 白い方

死体 凍死

着衣

國防色作業衣上下

木綿襦袢なし

メリヤス褲

容貌 瘠た方

丸刈 薄く白毛がある。

眼 小さい方

口 常体大きい方

耳 小さい方

木綿縞半纏着

白木綿シャツ

帽子

所持品

現金 貳拾四圓貳拾五錢

紙幣 拾圓札二枚、五拾錢八枚、拾錢一枚、五錢三枚

老眼鏡 一